第３　役員等の任期

上記第２の取締役、監査役及び代表取締役（以下、併せて「役員等」という。）の任期は、更生計画認可決定の日から１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第４　役員等の変更、補充又は増員

上記第３の任期内に役員等の変更、補充又は増員の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て、管財人が選任又は選定する。

変更又は補充により選任又は選定された役員等の任期は、前任者と同一期間とし、増員により選任又は選定された役員等の任期は、他の役員等の残存任期と同一期間とする。

第５　役員等の報酬

役員等の報酬は、更生計画認可決定後において、会社更生法72条４項前段の規定による裁判所の決定に基づき取締役及び監査役がその権限を回復している期間に限り、同法66条２項の規定により裁判所の許可を得て管財人が決定する。

第８章　弁済資金の調達方法等

第１節　弁済資金の調達方法

更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権の弁済資金は、スポンサー契約に基づくスポンサーからの出資金及び貸付金等の支援金その他の資金をもってこれに充てる。

第２節　予想超過収益金の使途

予想超過収益金が生じた場合には、更生計画の遂行に必要な費用、更生会社の運営に必要な運営資金に充てるものとする。

第９章　共益債権とその弁済方法

１　更生手続開始決定の日の翌日（平成22年９月11日）から平成23年１月31日までに支払った共益債権及び未払の共益債権は、別表14「共益債権支払実績及び未払残高表」の通りである。

２　上記１の未払共益債権及び平成23年２月１日以降更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、保有する現預金、収益金その他をもって随時弁済する。

第10章　少額債権等の弁済

更生会社が、会社更生法47条５項の規定により裁判所の許可を得て弁済した少額の債権は、存在しない。

第11章　その他の必要的記載事項

会社更生法167条１項６号及び７号に規定する事項は存在しない。

以上

東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第５号

北海道網走市鱒浦５丁目４番７号

再生債務者　上田　孝治

１　決定年月日時　平成23年６月１日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年６月29日まで

４　一般異議申述期間　平成23年７月13日から平成23年７月25日まで

釧路地方裁判所網走支部

平成２２年（再イ）第２０３１号

東京都江戸川区松本２―５―17―101

再生債務者　細界美恵子

１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年６月29日まで

４　一般異議申述期間　平成23年７月13日から平成23年８月３日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第５４３号

東京都板橋区成増２―32―７―412

再生債務者　篠原　勝美

１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年６月29日まで

４　一般異議申述期間　平成23年７月13日から平成23年８月３日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第５４４号

千葉県野田市花井１―４―１

再生債務者　寺田　　孝

１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年６月29日まで

４　一般異議申述期間　平成23年７月13日から平成23年８月３日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第５４５号

埼玉県川越市大字藤間75―６―403

再生債務者　工藤　幸宏

１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年６月29日まで

４　一般異議申述期間　平成23年７月13日から平成23年８月３日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第５７６号

東京都葛飾区新宿４―１―12―202

再生債務者　鈴木　良和

１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年６月29日まで

４　一般異議申述期間　平成23年７月13日から平成23年８月３日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第５７７号

東京都練馬区石神井台７―11―９―201

再生債務者　柘植　邦恵

１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年６月29日まで

４　一般異議申述期間　平成23年７月13日から平成23年８月３日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第５８４号

千葉県野田市柳沢52―17

再生債務者　渡辺　義之

１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年６月29日まで

４　一般異議申述期間　平成23年７月13日から平成23年８月３日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第５９３号

神奈川県川崎市多摩区菅城下８―15　ガーデンハイツＢ―104

再生債務者　村上　敏光

１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年６月29日まで

４　一般異議申述期間　平成23年７月13日から平成23年８月３日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第５９７号

埼玉県鴻巣市神明３―３―２

再生債務者　関口　利春

１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年６月29日まで

４　一般異議申述期間　平成23年７月13日から平成23年８月３日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第５９９号

東京都江東区豊洲１―３―１―1001

再生債務者　藤本　智士

１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年６月29日まで

４　一般異議申述期間　平成23年７月13日から平成23年８月３日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第６０８号

埼玉県さいたま市浦和区北浦和５―15―30―101

再生債務者　安藤富美男

１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年６月29日まで

４　一般異議申述期間　平成23年７月13日から平成23年８月３日まで

東京地方裁判所民事第20部